

地域経済活性化支援機構 の再生支援業務について

Regional Economy Vitalization Corporation of Japan (REVIC)

平成26年9月10日

1. 会社概要

1 名称 : 株式会社 地域経済活性化支援機構
Regional Economy Vitalization Corporation of Japan (略称 REVIC)

2 設立 : 平成21年10月14日(株企業再生支援機構)
(社名変更日:平成25年3月18日)

3 本社所在地 : 東京都千代田区大手町一丁目六番一号大手町ビル9階

4 資本金 : 約231億円

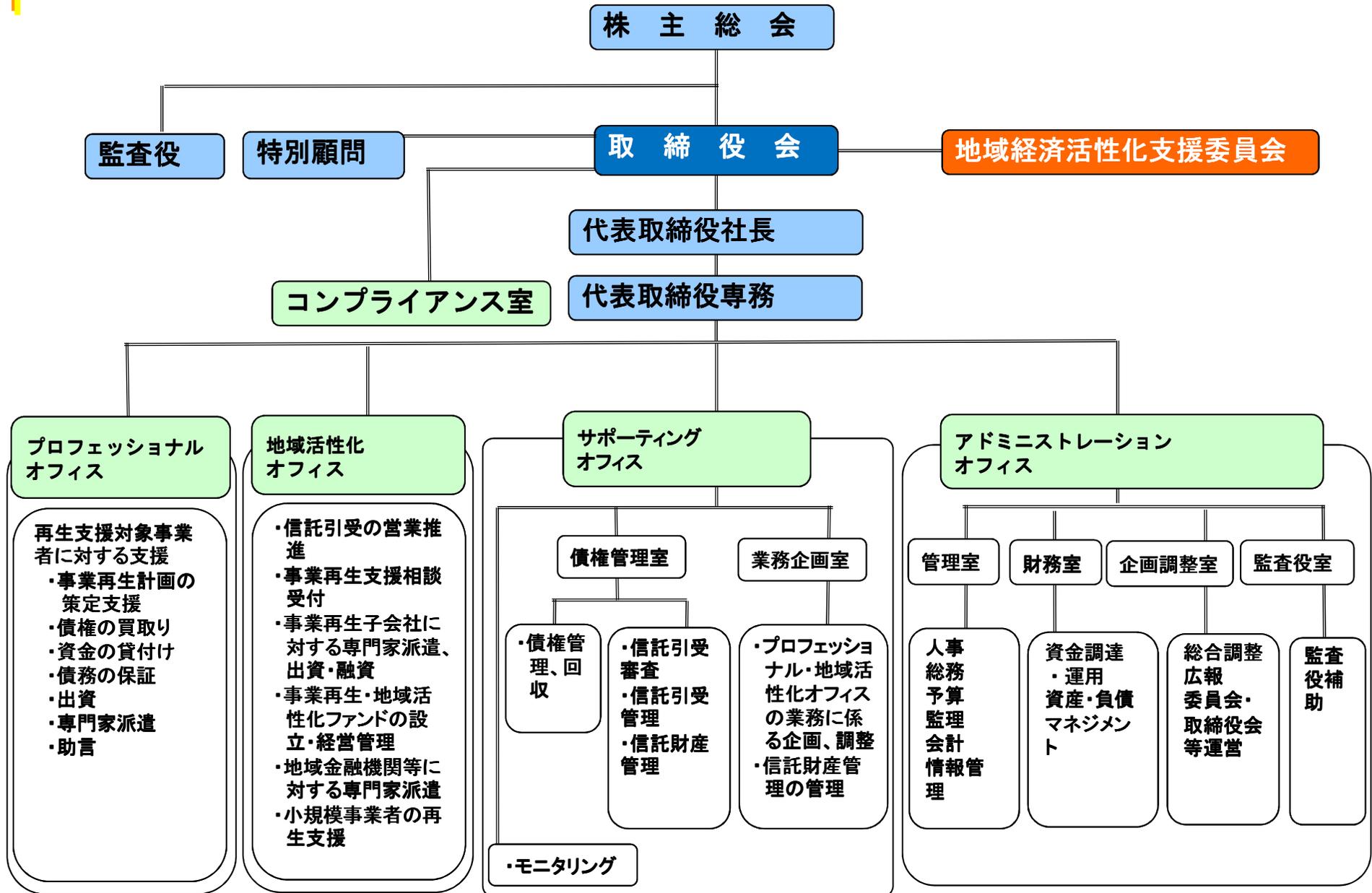
5 株主 : 預金保険機構等

6 役職員数 : 220名(平成26年9月1日現在)

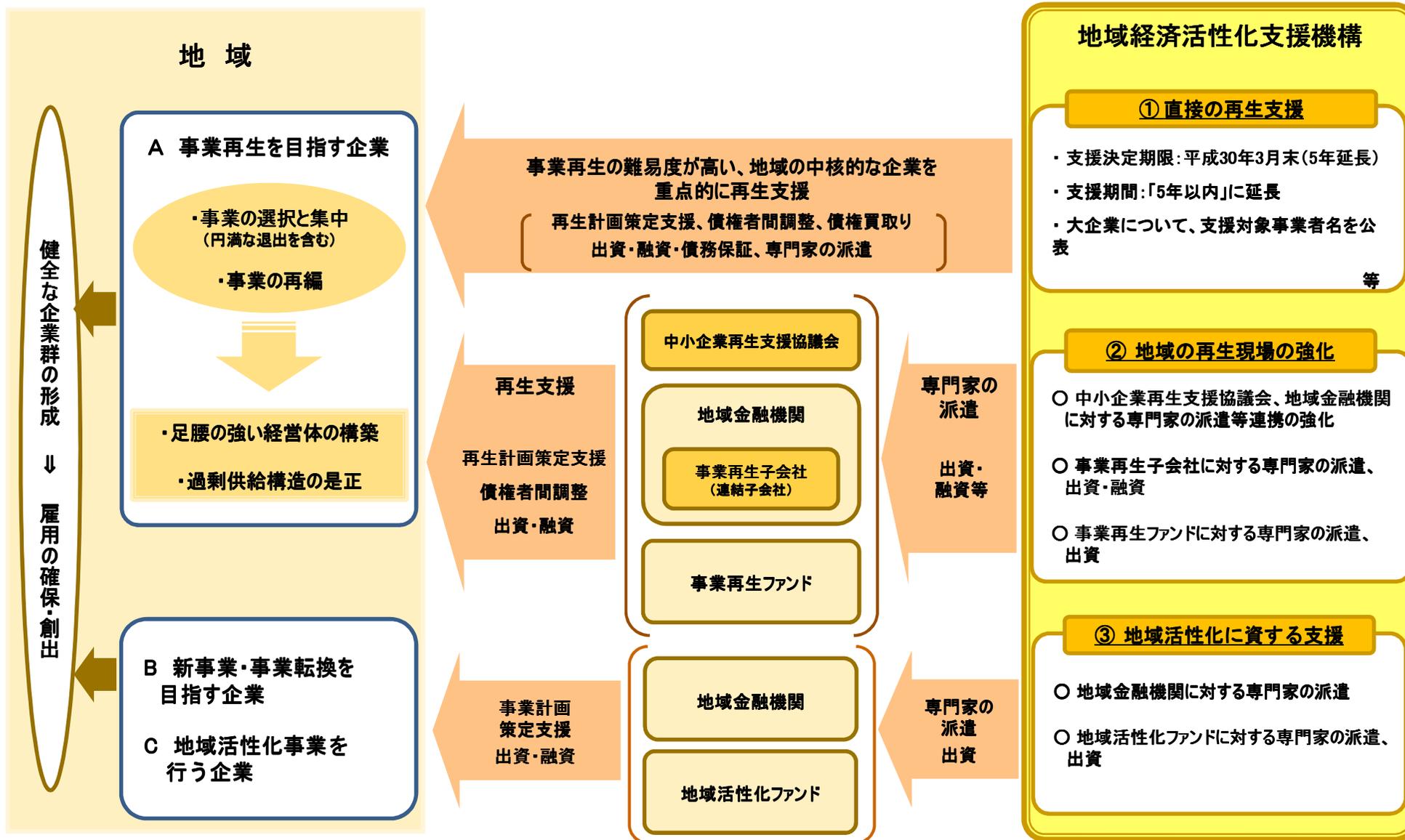
7 役員	代表取締役社長※	瀬谷 俊雄	社外取締役※※	松嶋 英機	監査役	太田 順司
	代表取締役専務	今井 信義	社外取締役※	伊藤 眞	監査役	高木 剛
	常務取締役	林 謙治	社外取締役※	中村 利雄	監査役	増田 宏一
	常務取締役	櫻田 浩一	社外取締役※	西川 久仁子	特別顧問	三村 明夫
	常務取締役	鈴木 学			特別顧問	関 哲夫
	常務取締役	渡邊 准				

※※地域経済活性化支援委員会 委員長
※ 地域経済活性化支援委員会 委員

2. 組織体制



3. 業務概要



※地域経済活性化支援機構は、時限的に設立された組織であり、ファンド等への出資決定期限は平成30年3月末、機構の業務完了期限は平成35年3月末。

4. 再生支援対象

(1) 支援対象となり得る事業者

1. 事業規模： 下記(2)「支援対象から除外される事業者」を除く全ての事業者が対象
2. 業種： 全ての業種が対象。製造業、小売業、サービス業、建設業、運輸業等の各業種に加え、病院、学校等も支援対象
3. 地域： 全ての地域が対象。地方圏に限らず、東京や大阪等の都市圏の企業も支援対象
4. 会社形態： 株式会社だけでなく、持分会社、個人事業者、非営利法人も対象

(2) 支援対象から除外される事業者

① 大規模な事業者

- ・資本金(出資)額が5億円を超え、かつ、常時従業員が1千人超の事業者(注)

(注)再生支援による事業の再生が図られなければ、当該事業者の業務のみならず地域における総合的な経済活動に著しい障害が生じ、地域経済の再建、地域の信用秩序の維持又は雇用の状況に甚大な影響を及ぼすおそれがあると主務大臣が認める事業者については支援対象となり得る。

② 地方三公社

- ・地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社の地方三公社

③ 第三セクター

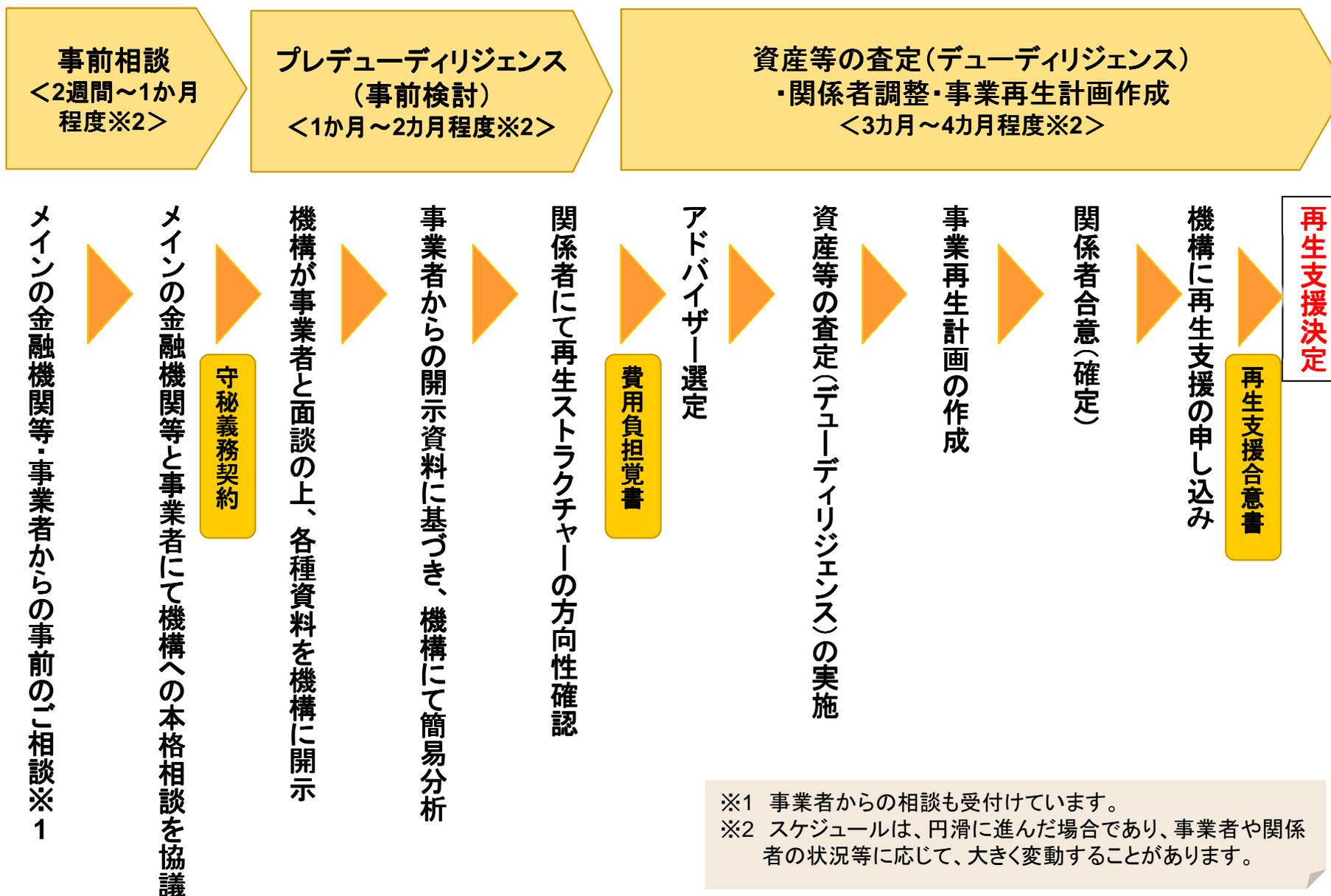
- ・国又は地方公共団体が1/4以上出資している法人(但し、株式会社の場合、1/4以上の議決権を保有しない場合は除く)
- ・国又は地方公共団体からの派遣職員等が役員の1/2超を占める法人
- ・国又は地方公共団体からの補助金、委託費等が収入の2/3以上を占める法人
- ・国又は地方公共団体はその子法人等と合わせて1/4以上を出資している法人(但し、株式会社の場合、1/4以上の議決権を保有しない場合は除く)

5. 再生支援決定基準

- ① **有用な経営資源**を有していること。
- ② **過大な債務**を負っていること。
- ③ 例えば、主要債権者との連名による申込みであること等、申込みに当たり事業再生の見込みがあると認められること。
- ④ 再生支援決定から5年以内に「**生産性向上基準**」(注1)及び「**財務健全化基準**」(注2)を満たすこと。
 - (注1) 生産性向上基準: 以下のいずれかを満たすこと。
 - a. 自己資本当期純利益率が2%ポイント以上向上
 - b. 有形固定資産回転率が5%以上向上
 - c. 従業員1人当たり付加価値額が6%以上向上
 - d. 上記に相当する生産性の向上を示す他の指標の改善
 - (注2) 財務健全化基準: 以下のいずれも満たすこと。
 - e. 有利子負債(資本性借入金がある場合は当該借入金を控除)のキャッシュフローに対する比率が10倍以内
(キャッシュフロー = 留保利益 + 減価償却費 + 引当金増減)
 - f. 経常収入が経常支出を上回ること。

なお、事業分野の特性、当該事業者の規模等を勘案し、上記の基準のうちの一部について、その期間内に満たすことが見込まれないことについて合理的と認められる特段の事情があると機構が認める場合は、これを硬直的に適用することとはしない。
- ⑤ 機構が債権買取り、資金の貸付け、債務の保証又は出資を行う場合、支援決定から5年以内に債権又は株式等の処分が可能となる蓋然性が高いと見込まれること。
- ⑥ 機構が出資を行う場合、必要不可欠性、出資比率に応じたガバナンス発揮、スポンサー等の協調投資等の見込み、回収の見込み等を満たすこと。
- ⑦ 労働組合等と話し合いを行う(又は行う予定である)こと。

6. 事業再生業務の流れ(事前相談から再生支援決定まで)



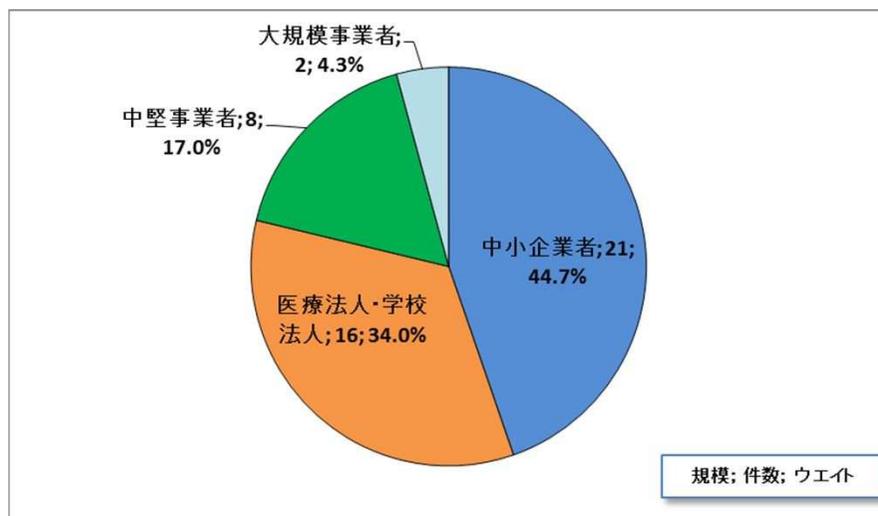
7. 再生支援実績(H26/8月末)

	企業再生支援機構 (ETIC)	地域経済活性化 支援機構(REVIC)	合計
再生支援決定件数	28件	19件	47件
うち支援完了	23件	6件	29件

【規模別】

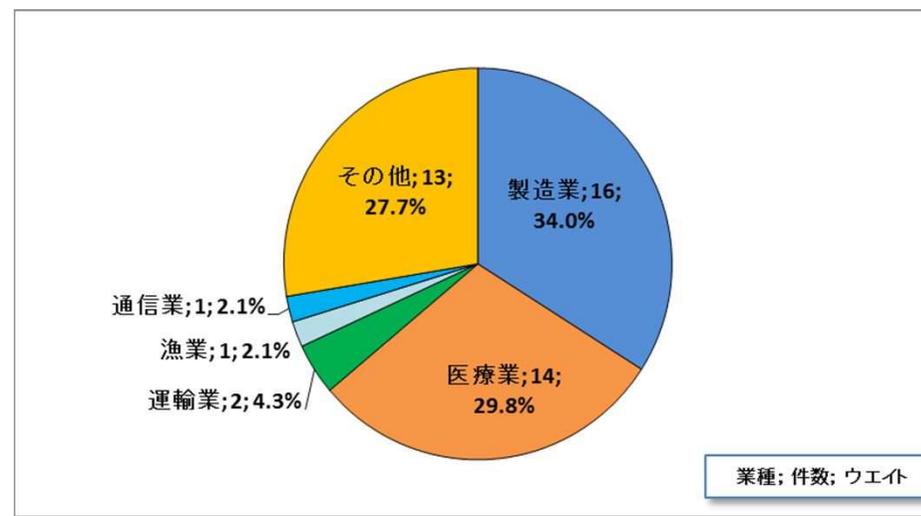
中小企業者	公益事業者 ※	中堅事業者	大規模 事業者	合計
21	16	8	2	47

※公益事業者には、医療法人と学校法人を合算しています。



【業種別】

製造業	医療業	運輸業	漁業	通信業	その他	合計
16	14	2	1	1	13	47



8. 官民ファンドガイドラインにおける地域経済活性化支援機構のファンド全体のKPI

政策目的

地域における中小企業等に対する事業再生支援態勢を強化するとともに、事業転換や新事業及び地域活性化事業に対する支援を推進し、もって地域経済の活性化に貢献する。

I. ファンド全体に関するKPI

1. 直接の再生支援を通じた地域への貢献

- (1) 具体的な検討を行った案件に対する関与度合い
 - ・達成率目標＝50%以上
- (2) 先導的な事業再生・地域活性化モデルの創造等
 - ・達成率目標＝75%以上
- (3) ハンズオン支援等による収益改善
 - ・達成率目標＝75%以上
- (4) 地域経済への貢献
 - ・達成率目標＝75%以上
- (5) 金融機関等との連携
 - ・達成率目標＝90%以上

※(2)～(5)については、再生支援決定した案件について評価

KPI実現のための行動目標

機構が相談を受け再生支援に関する具体的な検討を行った案件の全てについて、再生支援決定に基づく支援、経営改善や機構以外の手続きを含む事業再生の進め方等に係る助言による支援を行うことにより、地域における中小企業等の事業再生や新事業・事業転換等を図り、地域経済の活性化に貢献する。

2. 地域への知見・ノウハウの移転等を通じた事業再生・地域活性化支援

- (1) 各都道府県での支援実績の積上げ
 - ・達成率目標＝75%以上
- (2) 地域への知見・ノウハウの移転
 - ・達成率目標＝100%
- (3) 地域経済への貢献
 - ・達成率目標＝75%以上
- (4) 金融機関等との連携
 - ・達成率目標＝90%以上

KPI実現のための行動目標

- ① 平成26年度中に、事業再生・地域活性化ファンドを同25年度実績(4件)を上回る件数を組成。同27年度以降は、引き続き地域のニーズに沿ったファンド組成を目標とするが、機構の存続期間も考慮しつつ、新たなファンドの組成のみならず、マザーファンドの活用等により、各都道府県において支援実績を積み上げ、地域経済の活性化に貢献する。
- ② 地域への事業再生や地域活性化に係る知見・ノウハウの移転を進めるため、地域金融機関等への特定専門家派遣及び地域金融機関等からの人材の受入れを平成35年3月末までに累計で200件以上行うことにより、その地域における支援機能の持続的な整備・拡充を図る。

3. 中小企業等への重点支援の明確化

- ・中小規模の事業者の割合を9割以上(病院・学校等を含む)

KPI実現のための行動目標

事業者に対する機構による直接支援及び事業再生・地域活性化ファンドを通じた支援における中小企業及び病院・学校等の中小規模の事業者の割合を9割以上とする。

4. 機構全体の収益性確保

- ・出資金を全額回収できる収益を確保(倍数1倍以上)

KPI実現のための行動目標

機構解散時に機構の財産をもって、全ての機構の債務完済ができるとともに、機構に対する出資者が出資金を回収できる以上の収益(倍数1倍以上)を確保する。

○企業再生支援機構

事例No.	支援決定日	支援対象事業者
1	2010年1月19日	(株)日本航空、(株)日本航空インターナショナル、(株)ジャルキヤピタル
2	2010年3月12日	(株)ウルコム
3	2010年3月26日	セノー(株)、(株)セノテック、セノメンテナンスサービス(株)、(株)アブセン
4	2010年7月7日	医療法人 養生院
5	2010年8月24日	医療法人社団全人会
6	2010年9月17日	(株)富士テクニカ、(株)富士アセンブリシステム
7	2010年9月17日	(株)宮津製作所
8	2010年12月2日	会津乗合自動車(株)、会津バス観光A・T・S(株)、会津バス・オートサービス(株)
9	2010年12月9日	(株)岸本医科学研究所、(株)道東臨床検査センター
10	2011年2月3日	藤庄印刷(株)
11	2011年2月10日	財団法人大原綜合病院
12	2011年3月3日	芝政観光開発(株)
13	2011年3月31日	(株)アーク、(株)安田製作所、昭和精機工業(株)、岐阜精機工業(株)、(株)ソルブラ ス、相模原部品工業(株)、クローバー電子工業(株)、東邦システム(株)
14	2011年3月31日	医療法人博悠会、(株)アトラス
15	2011年4月15日	ヤマギョ(株)
16	2011年4月28日	(株)沖創建設、(株)建創
17	2011年5月20日	コロナ工業(株)
18	2011年9月29日	ジョイパット(株)
19	2011年9月29日	(株)室崎商店
20	2011年12月1日	(株)グランビスタホテル&リゾート(旧：三井観光開発(株))
21	2011年12月22日	(株)ダイマル、(株)ダイメール、丸竹八戸水産(株)
22	2012年2月9日	(株)ヤマニシ
23	2012年3月22日	医療法人社団白銀会等
24	2012年3月29日	医療法人社団恵仁会
25	2012年3月29日	学校法人山本学園
26	2012年4月5日	医療法人社団三栄会
27	2012年4月12日	医療法人盛全会、有限会社西大寺ホスピタルサービス
28	2012年4月12日	医療法人真木会

○地域経済活性化支援機構

事例No.	支援決定日	支援対象事業者
1	2013年3月21日	(株)紅乙女酒造
2	2013年3月28日	(株)中山製鋼所
3	2013年3月28日	(株)北都及び(株)三都
4	2013年3月28日	(株)マリーナ電子及び(株)マリーナ産業
5	2013年5月30日	医療法人社団東華会及び有限会社東華医療設備
6	2013年9月13日	寿工業株式会社
7	2014年7月22日	新和印刷株式会社及び新和ロジクス株式会社
8	2014年8月1日	株式会社沖縄三越
9	2014年8月1日	株式会社フロンパリー
10	2014年8月6日	株式会社最上、株式会社海荘及び株式会社クリアオーター
11	2014年8月8日	社会福祉法人宇治病院
12	2014年8月22日	株式会社建材社

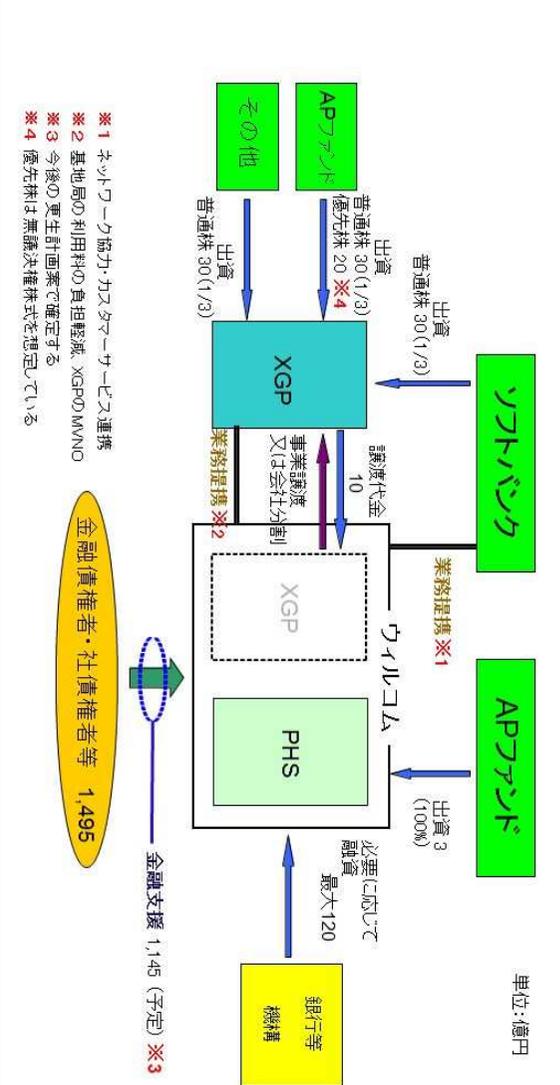
※上記以外に非公表案件7件

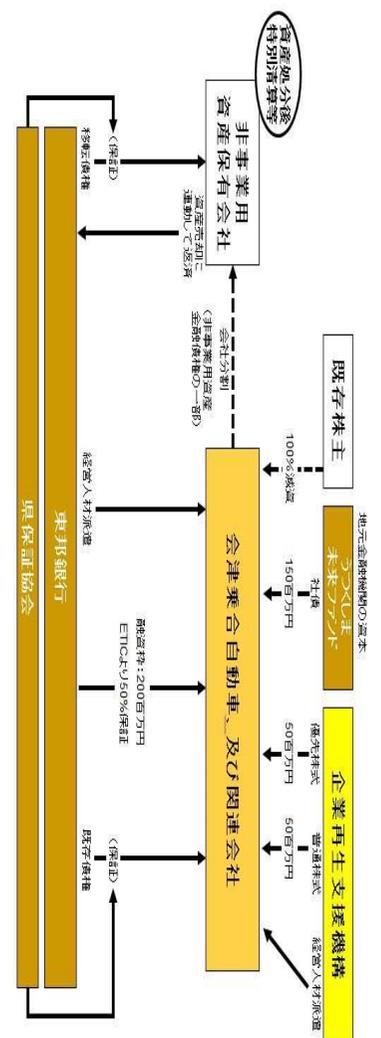
(注) 旧企業再生支援機構においては、支援対象事業者の名称等を公表する義務が課せられていたが、平成25年3月の機構法改正により中小企業の風評被害を防止し、使い勝手の向上を図る観点から、地域経済活性化支援機構では、中小企業については名称等の公表を義務付けないこととなった。但し、中小企業であっても、公表が可能なものについては支援決定時から個別の支援対象事業者名を公表する運用となっている。

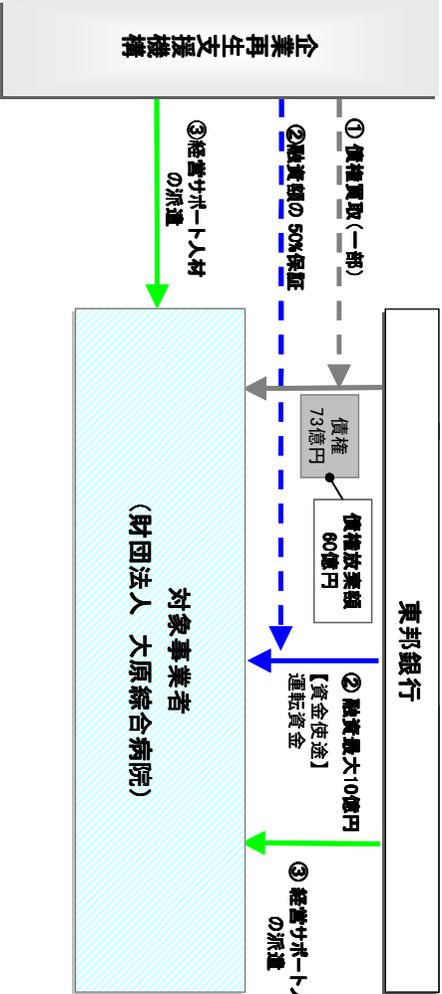
○企業再生支援機構

事例番号	1
対象事業者	株式会社日本航空、株式会社日本航空インターナショナル、株式会社ジャルキャピタル
本社所在地	東京都品川区
業種	航空運送事業、航空運送関連事業
持込金融機関等	日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、国際協力銀行、みずほコーポレート銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行
取引金融機関等	日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、国際協力銀行、みずほコーポレート銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、他
事業規模	資本金：2,510億円（㈱日本航空単体） 売上高：1兆4,948億円 従業員数：47,526名（連結） 借入金総額：約7,318億円
経緯	従前からの高コスト体質からの脱却を図るべく、人的生産性向上による人員数減や賃金制度・退職金制度改定、一時金の抑制など、人件費削減、運営体制、業務プロセス見直しによるコスト構造改革、収益性の観点による国際・国内路線の徹底的な見直し、機材更新とダウンサイジングの推進など、あらゆる自助努力を行ってきたが、抜本的改善に至らない中、2008年秋以降の「金融危機」と「新型インフルエンザ」による需要低迷が直接的な引き金となり窮境状態に陥った。短期間で巨額の運転資金が必要となった厳しい経営状況の中で、事業再生のため今後新たに必要となるファイナンスについて、一層の透明性・公正性を確保する必要性があるものと判断し、機構の支援と会社更生手続を併用する事前調整型再生スキームを利用することになった。
機構の支援意義	日本最大の航空事業者で、海外及び国内において多数の国・都市に運航するネットワークを運営しており、社会インフラの一翼を担う公共交通機関である。
再生スキーム	機構の支援と会社更生手続を併用する事前調整型再生スキーム
スキームの概要	<p>事業価値維持のために必要な措置をとるべく、機構の支援と会社更生手続を併用する「事前調整型再生スキーム」を採用。</p> <p>○事業価値維持のために講じられた措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高取引債権の保護 ②リース料債権の保護 ③顧客プライベートジの保護 ④既発行株主優待券の一定期間内の有効性維持 ⑤企業年金基金の存置 ⑥平成21年11月以降の借入金の保護・キャッシュマネジメントシステム維持
企業再生支援機構の関与	<p>○金融機関等の債権者間の調整</p> <p>○DIPローン枠（総額6,000億円）の設定</p> <p>○債権買取</p> <p>○出資（3,000億円以上）</p>
金融支援の内容	<p>債権総額1兆1,578億円のうち約7,300億円を債権放棄。機構及び日本政策投資銀行から6,000億円の総貸付枠によるDIPファイナンスを実行。機構及び日本政策投資銀行並びびに主要行をはじめとする関係金融機関等が協調してリファイナンスを実行（これらを弁済原資として共益債権たるDIPファイナンス及び更生担保権・更生債権を一括弁済）。</p> <p>経営責任：取締役は全員退任（その上で、事業の遂行に必要な者については、更生手続において別途協力を要請）。</p> <p>株主責任：㈱日本航空の普通株式及びA種株式については100%減資することにより株主責任を履行。</p>
経営責任等	

スキーム
<p>機構支援と会社更生法のレビュー</p> <p>強力なリーナス・インフラの下、高取引債権・リース・機材リースを担保、優先債権等を承認</p>
<p>資金繰りと運航の確保</p> <p>資金繰りを確保し、運航運転を確保するため、日本政策投資銀行、機構を中心に十分なDIPローンの枠を用意</p>
<p>減増資による自己資本充実</p> <p>機構による3,000億円以上（仮）の増資（例）によりファイナンスを確保</p>
<p>株主責任の明確化</p> <p>既存株主（普通株主、A種株主）の責任を明確化</p>
<p>企業年金基金の存置の検討</p> <p>関係者の2/3の同意取得を踏まえ、存置を検討</p>
<p>早期再生の実現</p> <p>早期に更生計画認可が得られるよう、尺カ15,000億円（仮）の調達で更生債権等を一括弁済、新リーススタート</p>
<p>政府及び主要金融機関の継続的支援</p> <p>政府及び日本政策投資銀行等の主要取引行の継続的支援が本スキームの前提条件</p>

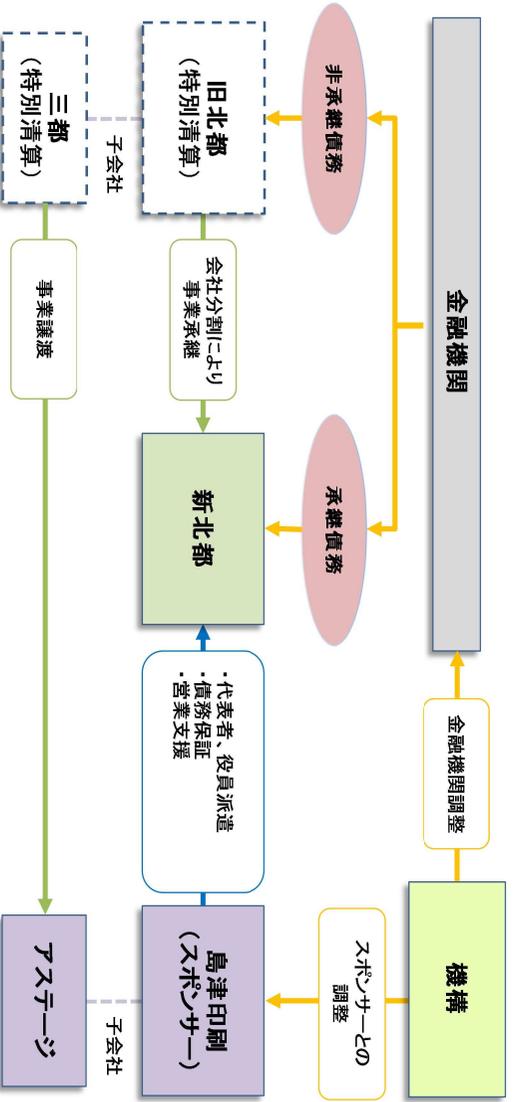
事例番号	2
対象事業者	株式会社ウエルコム
本社所在地	東京都港区
業種	電気通信事業及びその附帯事業
持込金融機関等	三菱東京UFJ銀行、みずほコーポレート銀行
取引金融機関等	三菱東京UFJ銀行、みずほコーポレート銀行 他
事業規模	資本金：50億円 営業収益：2,030億円（連結） 従業員数：1,058名 借入金総額：995億円
経緯	LBO（レバレッジド・バイアウト）時の買収資金ローンのリファインランスで多額の負債を抱える中、2007年頃より競争激化や設備投資負担増が財務状態を逼迫するようになり、2009年9月に事業再生ADR手続の利用を申請。その事業再生ADR手続と並行してXGP事業及びPHS事業について事業再生を目的としたスポンサーを募り、アドバンテツジパートナーズ有限責任事業組合がサービスを提供するフレッツ（APフレッツ）及びフレッツバンク株式会社が共同で支援の意向を表明。その後、機構が関係者を調整した結果、事業再生の基本方針について合意、機構への支援申込みを行うに至った。
機構の支援意義	主力のPHS事業は地域における重要な通信手段の一つで、契約者の日常生活を支えるとともに、医療・介護・防災面からも必要不可欠な社会インフラであり、高い公共性を有する。
再生スキーム	機構の支援と会社更生手続を併用する関係者調整型再生スキーム
スキームの概要	<p>350億円の公募社債を発行しているが、機構手続では公募社債、リース債権、偶発債務等については金融支援の対象とすることができないため、法的整理である会社更生手続を併用した（当社は2010年2月18日に東京地方裁判所に会社更生手続の申立を行い、翌月12日に開始決定を受けた）。</p> <p>スポンサーが設立した新会社にXGP事業を譲渡。更生計画の認可決定後に既存株主の株式を100%減資で消却。APフレッツに対して第三者割当増資を実施。</p> <p>【スキーム図】</p>  <p>※1 ネットワーク備わったサーバーサービス連携 ※2 基地局の利用料の負担軽減 XGPのMNO ※3 今後の更生計画で確定する ※4 優先株は無議決権株式を想定している</p>
企業再生支援機構の関与	○金融機関等の債権者間の調整
金融支援の内容	債権総額1,495億円のうち約1,145億円を債権放棄。
経営責任等	経営責任：取締役は全員退任。 株主責任：普通株式については100%減資することにより株主責任を履行。

事例番号	8
対象事業者	会津乗合自動車㈱、会津バス観光 A・T・S ㈱、会津バス・オートサービス㈱ (※以下、特に断りがない場合、会津乗合自動車㈱についての説明)
本社所在地	福島県会津若松市
業種	一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業
持込金融機関等	東邦銀行
取引金融機関等	東邦銀行 他
事業規模	資本金：0.9 億円 売上高：20 億円、従業員数：426 名 借入金総額：約 13 億円 (3 社合計)
経緯	2008 年秋以降の大幅な景気減退の影響等により、主力の路線バス事業に加え、タクシー事業や貸切バス事業も収支面で大きなマイナスとなった。大規模リストラ等を行ったがコスト削減を進めることができず、最低限の継続的設備投資も必要なことから、有利子負債だけが拡大。2010 年 6 月には金融機関に対し元本返済の猶予を要請せざるを得ない状況に至り、東邦銀行と協議の上で、事業価値の毀損を最小限に抑えつつ、透明かつ公正な手法により抜本的な事業再構築に取り組むため、機構への支援申込みを行うに至った。
機構の支援意義	地域の交通インフラ維持に大きく寄与すること。 地域の主要産業である観光産業の中心的存在であること。
再生スキーム	非事業用資産等の分離
スキームの概要	会津乗合自動車(株)は 100%減資を実施。 会津乗合自動車(株)に子会社 2 社の金融債務を集約した後に会社分割を実施し、新たに設立する新会社に非事業用不動産及び収益弁済可能見込額を超える金融債務を承継。 新会社は非事業用不動産の売却代金を承継した金融債務の返済に充当。非事業用不動産の売却後に特別清算手続等により清算。 【スキーム図】
企業再生支援機構の関与	 <p>○金融機関等の債権者間の調整 ○債務保証 (最大 1 億円) ○出資 (1 億円) ○経営人材の派遣 ○債権買取</p>
金融支援の内容	借入債務 13.8 億円のうち、旧会社のキャッシュフローで返済可能な額を旧会社に残し、残額を新会社が承継した上で非事業用資産の売却代金を返済に充当。最終的に、新会社の残債務約 5.1 億円が金融機関の債権放棄額となる見込み。
経営責任等	経営責任：代表取締役及び監査役は全員退任。なお、代表取締役 2 名以外の取締役は本事業再生計画の履行に必要なため、取締役を退任した上で事業再生に必要な協力を行う。 株主責任：会津バスの普通株式については 100%減資することにより株主責任を履行。

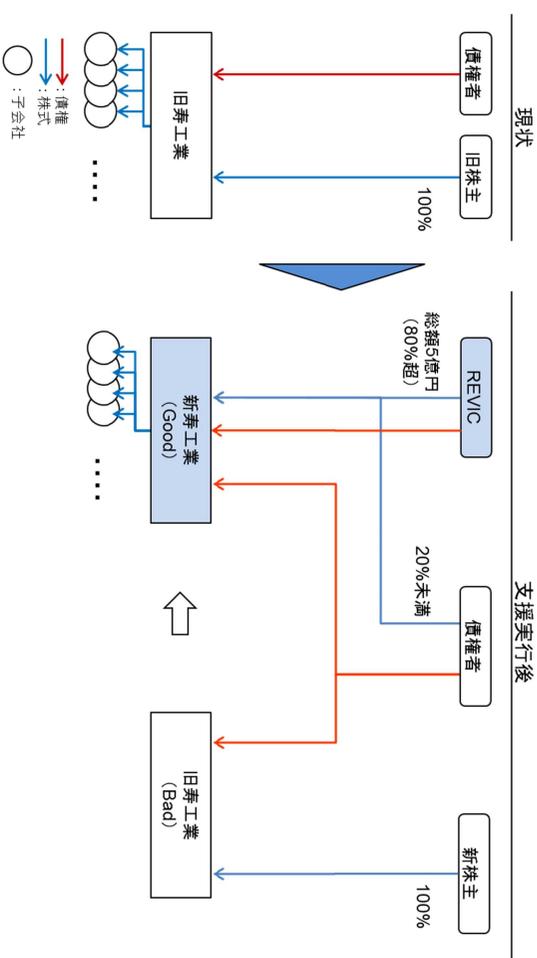
事例番号	11
対象事業者	財団法人大原綜合病院
事務所所在地	福島県福島市
業種	病院、診療所、看護学校、訪問看護ステーション等の経営
持込金融機関等	東邦銀行
取引金融機関	東邦銀行、独立行政法人福祉医療機構
事業規模	指定正味財産：0.07 億円、 業収入：85 億円 従業員数：786 名 借入金総額：75 億円
経緯	1990 年に本院から一部の診療科を切り離し、医療センターを開設したことで、有利子負債が拡大するとともに、業利益も大きく落ち込む。その後も何度か経営不振に見舞われるが、理事長や院長の交代といった経営刷新に取り組み、2011 年 3 月期の業利益は 1 億円を見込めるまでに回復。しかしながら、本院の老朽化が著しく、建て替えが喫緊の課題。本院とセンターの統合による新病院建設を計画しているが、74 億円の借入金を抱え 41 億円の債務超過の状態にある等、財務面での毀損が著しく、新たな投資は困難な状況であったため、機構への支援申込みを行うに至った。
機構の支援意義	重要な地域医療インフラの維持。 私的整理の少ない病院の再生モデルの構築。
再生スキーム	債権放棄
スキームの概要	<p>企業再生支援機構が、東邦銀行から一部債権を買い取る。 東邦銀行は対象事業者に対して 10 億円の融資枠を設定し、そのうち 50%を企業再生支援機構が保証。 企業再生支援機構及び東邦銀行が、対象事業者に経営サポート人材を派遣。 【スキーム図】</p>  <pre> graph TD subgraph Bank [東邦銀行] B1[債権 73億円] B2[債権放棄額 60億円] B3[② 融資最大10億円 【資金使途】 運転資金] end subgraph Company [対象事業者 (財団法人 大原綜合病院)] C1[① 債権買取(一部)] C2[② 返済額50%保証] C3[③ 経営サポート人材の派遣] end subgraph Support [企業再生支援機構] S1[① 債権買取(一部)] S2[② 融資額の50%保証] S3[③ 経営サポート人材の派遣] end B1 --> C1 B2 --> C2 B3 --> C3 S1 --> C1 S2 --> C2 S3 --> C3 </pre>
企業再生支援機構の関与	<input type="checkbox"/> 金融機関等の債権者間の調整 <input type="checkbox"/> 債務保証 (最大 5 億円) <input type="checkbox"/> 債権買取 <input type="checkbox"/> 経営人材の派遣
金融支援の内容	対象債権総額 73 億円のうち 60 億円を債権放棄。東邦銀行が運転資金枠 10 億円 (機構 50% 保証) を設定。
経営責任等	経営責任：理事及び評議員は一旦退任し、新体制に移行。 出資者責任：－ (財団法人のため)

事例番号	21
対象事業者	株式会社ダイマル、株式会社ダイメール、丸竹八戸水産株式会社
本社所在地	青森県八戸市
業種	水産加工品事業、商事事業、廻船問屋事業、冷凍倉庫事業
持込金融機関等	青森銀行、日本政策金融公庫、有限会社吉田興産、株式会社吉田産業
取引金融機関	青森銀行、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫 他
事業規模（合算）	(以下3社合算) 資本金：1.17億円 売上高：22億円 従業員数：134名 借入金総額：35億円
経緯	事業面については、流通市場の変化への対応の遅れや東日本大震災による工場の半壊により売上が低迷し、量の確保できる低採算・不採算取引の維持・拡大や生産性向上・リストラ等の不徹底により収益も悪化という状況。財務面については、過剰投資や慢性的赤字による、収益力に比して過大な有利子負債を抱えるという状況。3社は経営陣が親族関係にあり、その事業の共通性から、従前より事業統合による経営改善を協議しており、主力行及びスポンサーと、機構への支援申込みを行うに至った。
機構の支援意義	八戸市においてしめ鯖を中心とした水産加工事業を営み、八戸のしめ鯖生産量約6,000トンの約11%を生産し、約130名を雇用。農商工連携促進法第一号認定や農林水産大臣賞を受ける等、地元食材を利用した優れた加工技術を保持。地元にとって有用な経営資源を有しており、地元経済への影響、地元一次産業の活性化の観点から、対象事業者の再生を支援する意義大。
再生スキーム	会社分割による事業統合
スキームの概要	<p>㈱ダイメールが㈱ダイマル及び丸竹八戸水産㈱の100%親会社となり、会社分割の手法を用いて、㈱ダイマル及び丸竹八戸水産㈱の事業に係る資産及び承継可能な負債等を㈱ダイメールに承継させる。㈱ダイメールの非継続保有債務については、㈱ダイマルに免責的債務引受を行い、㈱ダイマル及び丸竹八戸水産㈱については特別清算等の法的手続を行う。㈱ダイメールの既存株式会社は100%減資を行い、スポンサー及び機構が出資し、機構が2/3の議決権を保有。</p> <p>【スキーム図】</p>
企業再生支援機構の関与	<p>○金融機関等の債権者間の調整</p> <p>○出資 (21百万円)</p> <p>○融資 (最大1億円)</p> <p>○経営人材の派遣</p>
金融支援の内容	対象債権総額約34億円のうち、承継可能な負債を㈱ダイメールに移し、㈱ダイメールの非継続保有債務については㈱ダイマルに免責的債務引受を行う。㈱ダイメールの債務は将来のキャッシュフローにより弁済され、最終的に、㈱ダイマルの残債務27億円が金融機関の債権放棄額となる見込み。
経営責任等	経営責任：役員は全員退任。退職慰労金請求権を含む全ての債権を放棄。 株主責任：全部取得条項付種類株式を用いて、株主が保有する株式の全部を無償にて取得することにより株主責任を履行。

○地域経済活性化支援機構

事例番号	3
対象事業者	株式会社北都、株式会社三都
事務所所在地	■北都：新潟県新潟市江南区（登記上：新潟県新潟市中央区） ■三都：新潟県新潟市東区
業種	印刷業
持込金融機関等	第四銀行、島津印刷
取引金融機関等	第四銀行他
財務数値等	■北都 売上高：2,664百万円、経常利益：△65百万円、当期純利益：106百万円、資本金：99百万円、純資産：△1,282百万円、総資産：1,970百万円、従業員数：148名 ■三都 売上高：266百万円、経常利益：△90百万円、当期純利益：△76百万円、資本金：156百万円、純資産：△277百万円、総資産：464百万円、従業員数：4名
経緯	北都は、本社工場の増築、印刷機の導入などの設備投資を行ったが、当初予定通りには受注が伸びず、結果として借入残高を増加させることとなった。また、本業以外の投資が、資金繰りを圧迫していた。三都も、印刷機を購入しA判印刷事業を始めたが受注量が伸びず、業績が低迷していた。こうした現状のもと、抜本的な事業再建を図るため、主力の第四銀行及びスポンサーと協議し、申込に至った。
機構の支援意義	北都及び三都は、高性能の機械設備を有し、企画・デザインから印刷までの一貫請負体制で、新潟県内に多くの顧客を有しており、仕入・外注先についても、約8割を県内事業者が占め、地域経済の活性化に寄与している。また、グループ会社を合わせ、約150名を雇用していることから、同社の再生は地域の雇用確保に資する。
事業計画の骨子	『顧客開拓の協力』、『共同仕入等による材料費削減』、『外注費の改善』、『下請受注による売上拡大』及び『コスト削減』の各施策を実施し、再生を図る。
再生スキーム	第二会社方式
スキームの概要	北都は、吸収分割により、スポンサーが設立する新会社に対し、印刷事業及び負担可能な債務を承継。分割後の新会社は、スポンサーから出資、第四銀行から運転資金枠の設定を受ける。旧会社は、遊休不動産等を売却し、売却代金は負債の返済に充当。資産売却代金で返済できなかった残債務については、特別清算等の法的整理により処理。三都は、スポンサーの子会社に対して、印刷事業を譲渡し、資産売却後、特別清算等の法的整理により処理。 【スキーム図】
機構の関与	 <p>金融機関</p> <p>非承継債務</p> <p>承継債務</p> <p>新北都</p> <p>島津印刷 (スポンサー)</p> <p>三都 (特別清算)</p> <p>旧北都 (特別清算)</p> <p>会社分割により事業承継</p> <p>事業譲渡</p> <p>金融機関調整</p> <p>機構</p> <p>スポンサーとの調整</p> <p>代表者、役員派遣 ・債務保証 ・営業支援</p> <p>子会社</p> <p>子会社</p>
機構の関与	○金融機関等の債権者間の調整 ○出資者と債務者間の調整
ガバナンス体制等	再生に必要なかつ経営責任のない一部役員を除き、役員全員が退任し、島津印刷から役員の派遣を受ける予定である。

事例番号	4
対象事業者	株式会社ワリーナ電子、株式会社ワリーナ産業
事務所所在地	茨城県笠間市
業種	■ワリーナ電子：電子部品受託製造業 ■ワリーナ産業：OA機器等販売業、不動産賃貸業
持込金融機関等	筑波銀行、常陽銀行、キャノン電子株式会社
取引金融機関等	筑波銀行、常陽銀行他
財務数値等	<p>■ワリーナ電子</p> <p>売上高：3,278百万円、経常利益：△207百万円、当期純利益：△210百万円、資本金：417百万円、総資産：4,709百万円、純資産：682百万円、従業員数：230名</p> <p>■ワリーナ産業</p> <p>売上高：410百万円、経常利益：△11百万円、当期純利益：△11百万円、資本金：15百万円、純資産：116百万円、総資産：854百万円、従業員数：18名</p>
経緯	ワリーナ電子は、世界的な景気後退により、売上高はピーク時の約3分の1に落ち込み、関係子会社の整理、人員削減及び貸金カッタ等のリストラを実施したが回復せず、資金繰りは逼迫。過去の積極的な設備投資等による多額の有利子負債は返済不能な状況。ワリーナ産業は、OA機器等販売・不動産賃貸事業を細々と営んでいるが、こちらも過去の不動産投資等による借入金は返済不能なことから、主力の筑波銀行、常陽銀行、主要取引先であるキャノン電子と協議し、申込に至った。
機構の支援意義	ワリーナ電子が有する基板実装のノウハウ及び高度な品質管理技術は、事務機・民生（家電）・産業機器・通信機器・車載機等の幅広い分野に適用されており、地域における電機・機械産業の維持・発展に必要不可欠な存在。また、茨城県中央部及び長崎県島原南部に工場を有しており、同社の再生は地域における労働状況の安定に寄与。
事業計画の骨子	『収益構造の改善、生産性の向上・効率化』、『生産設備の適正化』、『採算管理の徹底化』及び『組織運営体制の改革』の各施策を実施し、再生を図る。
再生スキーム	第二会社方式
スキームの概要	ワリーナ電子は、吸収分割により、新会社に基板実装事業及び負担可能な債務を承継。新会社は、茨城いきいき2号フランド、キャノン電子等から出資を受ける。旧会社は資産処分し、負債の返済に充当。資産売却代金で返済できなかった残債務については特別清算等の法的整理により処理予定。 ワリーナ産業はOA機器等販売事業をキャノン電子又はその子会社への会社分割による譲渡を検討中。旧会社は資産売却後、特別清算等の法的整理により処理予定。 【スキーム図】
機構の関与	
ガバナンス体制	○金融機関等の債権者間の調整 ○出資者と債務者間の調整 茨城いきいき2号フランド投資事業有限責任組合及び筑波銀行から監査役の派遣を受け、ガバナンスを強化。

事例番号	6
対象事業者	寿工業株式会社
事務所所在地	東京都新宿区（主な事業所：広島県呉市）
業種	鉄鋼製品及び铸鋼品の製造販売等
持込金融機関等	もみじ銀行、広島銀行、呉信用金庫及び商工組合中央金庫
取引金融機関等	もみじ銀行、広島銀行、呉信用金庫及び商工組合中央金庫 他
財務数値等(単体)	売上高：17,128百万円、経常利益：△1,496百万円、当期純利益：△2,487百万円、 資本金：48百万円、純資産：512百万円、総資産：31,373百万円 従業員数：386名【連結】 【参考】北九州事業損益を除いた場合 売上高：15,780百万円、経常利益：320百万円
経緯	当社は、福岡県北九州市において韓国向けの鍛造用鋼塊（ブロット）等を製造するため巨額の資金を調達し、韓国企業と合弁で「アジア特殊製鋼㈱」（以下「ASS」という。）を設立、併せて当社自身による北九州製作所を設立したが、工場建設中にリーマンショックが勃発。2009年10月から本格稼働したものの、リーマンショックに端を発した需要後退や為替の影響等により、2012年4月にASSは自己破産を申請、北九州製作所はその後操業停止。その結果、当社はASSに対する多額の保証債務を抱えるに至った。
機構の支援意義	当社は、主要事業である製鋼事業において半製品である特殊鋼グループを外販するアジア唯一のメーカーであり、また、国内に競合2社しかないアソカカー及びチェーンの製造メーカーであり、国内造船メーカーにとっても貴重なボジションを確立している。更に、広島県呉市を中心に当社グループで約400名もの雇用を担っており、加えて仕入先や下請先として地域のおよそ200社もの中小企業を抱えており地域経済に与える影響は大きい。
事業計画の骨子	①製鋼事業における売上・収益の維持拡大、②船用铸鋼品及び陸用铸鋼品の収益性改善、③設備投資の合理化、④組織運営体制・人事政策の改革、の各施策を実施し再生を図る。
再生スキーム	第二会社方式、D E S
スキームの概要	当社は、吸収分割の手法を用いて当社が設立する新会社に対して全ての事業及び負担可能な債務を承継。新会社は、機構からの出資（総額5億円）、D E Sを希望する債権者からの債権の現物出資を予定。 現状  支援実行後
機構の関与	○関係金融機関等調整（債権買取り等を含む）、○出資、○新規融資枠の設定、○経営人材等の派遣
ガバナンス体制等	取締役数をスリム化し意思決定の迅速化を図るとともに、外部人材の登用及び機構からも人材を派遣。更に、機構として第三者割当増資の引受けにより、株主としてもガバナンスを確保し、事業再生計画の実行を推し進めていく。